



KATORI

平成30年6月15日
千葉県香取市

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、建築物の保安上必要な措置をとることを公告しました。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等1件に対して、第14条第10項の規定により次のとおり公告しました。

本件は、所有者・管理者等が確知出来ないことと、建物等の状況が周辺住民及び不特定多数に危害を与える可能性があるため行ったものです。

1. 公告日

平成30年6月15日

2. 公告した特定空家等

別紙「公告した特定空家等」のとおり

3. 措置が履行されなかった場合の措置

措置の期限までに履行されなかった場合は、市長またはその命じた者若しくは委任した者が、所有者・管理者等に代わり措置（建物の除却及び動産を廃棄）します。

（「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第10項に規定する略式代執行）

問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 高安・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214

別紙

公告した特定空家等（1件）

【所在地】 香取市小見川字小路330番地

【建築物の用途・構造】 居宅（木造平屋建）

診療所（木造2階建）

【公告内容】 ・上記建物を解体及び処分すること。
・上記建物内及び敷地内にある動産を搬出すること。

【措置の期限】 平成30年7月27日



【木造平屋建居宅】



【木造2階建診療所】